があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A × （a ／ b） × 0.25

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

［2　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　平成二十九年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによって算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における平成二十九年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B） × 0.75 ＋ C

算式の符号

［略］

C　平成28年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成二十九年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき平成二十八年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同規則第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

算式

（A × 0.5 × 0.57 × a ／ b ＋ A × 0.5 × 0.43 × c ／ d） × 0.25

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額

a　当該市町村の平成22年人口

b　当該市町村の属する道府県の平成22年人口

c　当該市町村人口

d　当該市町村の属する道府県人口

［2　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　平成二十八年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによって算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における平成二十八年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A ＋ B） × 0.75 ＋ C

算式の符号

［同左］

C　平成27年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成二十八年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　平成二十八年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十八年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき平成二十七年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同規則第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの